

名古屋大学附属図書館文学図書室利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、名古屋大学附属図書館利用規程第18条の規定に基づき、名古屋大学附属図書館文学図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書室を利用することのできる者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 名古屋大学(以下「本学」という。)の役員及び職員
- 二 本学の学生
- 三 本学の名誉教授
- 四 その他人文学研究科長(以下「研究科長」という。)が認めた者

2 前項の規定にかかわらずその他一般の利用者は、図書の閲覧を目的とする場合、所定の手続きを経て図書室を利用することができる。

3 利用者は、図書室を利用するとき、中央図書館利用証(職員証、学生証及び名誉教授証を含む。)等を携帯し、職員から提示を求められたときには、これに応じなければならない。

(開室時間)

第3条 開室時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長等が必要と認めたときは、開室時間を変更することがある。

(休室日)

第4条 休室日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)
- 四 大学入試センター試験の日及び名古屋大学第2次学力試験日

2 前項の規定にかかわらず、研究科長等が必要と認めたときは、臨時に閉室又は開室することができる。

(図書の閲覧)

第5条 利用者は、図書室が管理する図書館資料(以下「図書」という。)を、閲覧室において自由に閲覧することができる。

2 利用者は、図書を閲覧室外へ一時持ち出すときは、所定の手続きを経なければならない。

3 利用者は、閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。

4 図書を利用者の閲覧に供する為、図書の目録及び利用に関する規程を常時閲覧室内に備付けるものとする。

(閲覧制限)

第6条 次の各号に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

一 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記載されている部分

二 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

（図書の貸出し）

第7条 館外貸出し（以下「貸出し」という。）を受けることができる者、貸出冊数及び貸出期間等は、別表のとおりとする。

- 2 貸出しを受けようとする者は、所定の手続を経なければならない。
- 3 参考図書及び雑誌については、当日開室時間内返却の一時持出しとする。
- 4 研究科長等が禁帯出として指定する図書の貸出しは行わない。

（貸出予約）

第8条 利用者は、別表の通常貸出中の図書を予約することができる。

- 2 前項の予約をするときは、所定の手続きにより、申し込むものとする

（貸出期間の更新）

第9条 利用者は、第8条の予約がない場合に限り、貸出期間を更新することができる。

- 2 利用者は、前項の更新を受けようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

（返却）

第10条 利用者は、貸出しを受けた図書を、貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 貸出期間中でも、他から貸出又は閲覧の希望がある場合は、臨時に返却を求めることがある。
- 3 役員又は職員が、その身分を失ったとき、又は出張、休職等のため6月以上出勤しないときは、貸出しを受けた図書を返却しなければならない。
- 4 学生がその身分や資格を失ったとき、又は休学、停学のときは、貸出しを受けた図書を返却しなければならない。

（貸出しの停止）

第11条 研究科長は、貸出しを受けた者が図書の返却を延滞したときは、その者に対して、貸出しを停止することができる。

（複写）

第12条 利用者は、教育、研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、法令に違反しない範囲で、文献複写をすることができる。

（参考調査）

第13条 利用者は、教育、研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、参考調査を依頼することができる。

（他大学等の図書館の利用）

第14条 第2条1項に規定された利用者は、教育、研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、他大学等の図書館の利用に関して、次のことを図書室に依頼することができる。

- 一 相互貸借の申込み
- 二 文献複写の申込み

(遵守事項)

第15条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保ち、他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。
- 二 掲示又は貼紙をしないこと。
- 三 図書、機器、設備を紛失、毀損又は汚損しないこと。図書、機器、設備を紛失、毀損又は汚損した場合は速やかに届け出ること。

(弁償)

第16条 利用者は、図書、機器、設備等を紛失、毀損、又は著しく汚損した場合は、これを弁償しなければならない。

(利用の制限・停止)

第17条 研究科長等は、この細則に著しく違反又は指示に従わない者に対し、図書室の利用を制限または停止することができる。

2 閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合においては、研究科長等は図書室の利用を制限することができる。

(補則)

第18条 この細則の実施に関し必要な事項は、人文学研究科・文学部図書・論集委員会の議を経たのち、研究科長等が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

別表 貸出しの対象者、冊数及び期間

(第7条関係)

1. 通常貸出

利用者区分		冊数	期間	更新
本学の 役員及び職員 大学院学生等 名誉教授		5冊以内	14日以内	2回まで
本学の 学部学生等		5冊以内	14日以内	1回まで
学外者	研究科長等が 許可したもの	5冊以内	7日以内	できない
	その他	できない	できない	できない

備考

1 予約がある場合、及び返却期限を過ぎた場合は、更新できない。

2 長期貸出

人文学研究科長等は、教育上または研究上の必要に応じて、図書を人文学研究科及び文学部の研究室等に長期に貸出すことができる。

(教授会 平成 16 年 3 月 24 日承認)

(教授会 平成 18 年 3 月 22 日承認)

(教授会 平成 23 年 4 月 20 日承認)

(教授会 平成 29 年 2 月 15 日承認)